

平成30年10月29日開会

①

平成30年第4回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

平成30年第4回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第124号議案 平成30年度茨城県一般会計補正予算（第2号）	1
第125号議案 平成30年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）	3
第126号議案 茨城県核燃料等取扱税条例	5
第127号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	14
第128号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	16
第129号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	18
第130号議案 茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	19
第131号議案 当せん金付証票の発売について	20
第132号議案 県有財産の取得について	21
第133号議案 県有財産の売却処分について	22
第134号議案 指定管理者の指定について（茨城県鳥獣センター）	23
第135号議案 指定管理者の指定について（茨城県立健康プラザ）	24
第136号議案 指定管理者の指定について（茨城県立あすなろの郷）	25
第137号議案 指定管理者の指定について（茨城県立児童センターこどもの城）	26
第138号議案 指定管理者の指定について（茨城県立青少年会館）	27
第139号議案 指定管理者の指定について（ラク・ハイツ）	28
第140号議案 指定管理者の指定について（茨城県民の森，茨城県植物園，茨城県森のカルチャーセンター，茨城県きのこ博士館）	29
第141号議案 指定管理者の指定について（茨城県奥久慈憩いの森）	30
第142号議案 指定管理者の指定について（茨城県水郷県民の森）	31
第143号議案 指定管理者の指定について（波崎漁港海岸休憩施設）	32
第144号議案 指定管理者の指定について（鹿島港の運動施設その他の鹿島港の北海浜地区の港湾環境整備施設）	33
第145号議案 指定管理者の指定について（茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設）	34
第146号議案 指定管理者の指定について（大洗公園）	35
第147号議案 指定管理者の指定について（砂沼広域公園）	36
第148号議案 指定管理者の指定について（茨城県立里美野外活動センター）	37
報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	39

予 算

第 124 号議案

平成30年度 茨城県一般会計補正予算（第 2 号）

平成30年度茨城県一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城県鳥獣センターの管理運営に係る協定	茨城県鳥獣センターの管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	45,985千円
茨城県立健康プラザの管理運営に係る協定	茨城県立健康プラザの管理運営に係る協定を公益財団法人茨城県総合健診協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	585,470千円
茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定	茨城県立あすなろの郷の管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県社会福祉事業団と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	15,000,690千円
茨城県立児童センターこどもの城の管理運営に係る協定	茨城県立児童センターこどもの城の管理運営に係る協定をテルウェル東日本株式会社と締結する。	自 平成31年度 至 平成33年度	168,513千円
茨城県立青少年会館の管理運営に係る協定	茨城県立青少年会館の管理運営に係る協定をユース・アイマネジメントグループ代表団体公益社団法人茨城県青少年育成協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	133,050千円
ラーク・ハイツの管理運営に係る協定	ラーク・ハイツの管理運営に係る協定を社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	397,950千円
茨城県民の森，茨城県植物園，茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県さきこ博士館の管理運営に係る協定	茨城県民の森，茨城県植物園，茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県さきこ博士館の管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	555,285千円
茨城県奥久慈憩いの森の管理運営に係る協定	茨城県奥久慈憩いの森の管理運営に係る協定を大子町と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	130,395千円
茨城県水郷県民の森の管理運営に係る協定	茨城県水郷県民の森の管理運営に係る協定を公益社団法人茨城県農林振興公社と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	106,360千円
大洗公園の管理運営に係る協定	大洗公園の管理運営に係る協定を茨城県造園業協同組合と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	143,780千円
砂沼広域公園の管理運営に係る協定	砂沼広域公園の管理運営に係る協定を下妻市と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	136,645千円
茨城県立里美野外活動センターの管理運営に係る協定	茨城県立里美野外活動センターの管理運営に係る協定を茨城県キャンプ協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	113,435千円

第 125 号議案

平成30年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成30年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
鹿島港の運動施設 その他の鹿島港の 北海浜地区の港湾 環境整備施設の 管理運営に係る協定	鹿島港の運動施設その他の鹿島港の北海浜地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を鹿嶋市と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	53,100千円
茨城港大洗港区の マリーナ地区の港湾 環境整備施設の 管理運営に係る協定	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の管理運営に係る協定を大洗町と締結する。	自 平成31年度 至 平成35年度	80,640千円

条例・その他

第 126 号議案

茨城県核燃料等取扱税条例

(課税の根拠)

第 1 条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、核燃料等取扱税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 原子炉設置者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第23条第 1 項又は第43条の 3 の 5 第 1 項の許可を受けた者をいう。
- (2) 原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第 3 条第 4 号に規定する原子炉をいう。
- (3) 原子炉の設置 原子炉設置者が現に原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第17条に規定する臨界実験装置（以下「臨界実験装置」という。）を除く。第 6 号において同じ。）を設置していることをいう。
- (4) 核燃料 核燃料物質（原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。）で、原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (5) 原子炉施設 規制法第23条第 2 項第 5 号に規定する試験研究用等原子炉施設及び規制法第43条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。
- (6) 核燃料の挿入 原子炉設置者が原子炉へ核燃料を挿入することをいう。
- (7) 再処理事業者 規制法第44条第 1 項の指定を受けた者（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）附則第18条第 1 項の規定により規制法第44条第 1 項の指定があったものとみなされる者を含む。）をいう。
- (8) 使用済燃料の受入れ 再処理事業者が使用済燃料（規制法第 2 条第10項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）を再処理施設（規制法第44条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。以下同じ。）に受け入れることをいう。
- (9) 使用済燃料の保管 再処理事業者が使用済燃料を再処理施設で保管することをいう。
- (10) 高放射性廃液の保管 再処理事業者が高放射性廃液（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をいう。以下同じ。）を再処理施設で保管することをいう。
- (11) ガラス固化体の保管 再処理事業者がガラス固化体（高放射性廃液をガラスにより容器に固型化したものをいう。以下同じ。）を再処理施設で保管することをいう。
- (12) 加工事業者 規制法第13条第 1 項の許可を受けた者をいう。
- (13) 加工施設 規制法第13条第 2 項第 2 号に規定する加工施設をいう。
- (14) 廃棄物管理事業者 規制法第51条の 2 第 1 項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者をいう。
- (15) 廃棄物管理施設 規制法第51条の 2 第 3 項第 2 号に規定する廃棄物管理施設をいう。
- (16) 使用者 規制法第52条第 1 項の許可を受けた者をいう。
- (17) 使用施設等 規制法第52条第 2 項第10号に規定する使用施設等をいう。
- (18) プルトニウムの保管 原子力事業者が再処理施設において使用済燃料から分離されてから原子炉に装荷されるまでの間の状態にあるプルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は複数を含む物質（以下「分離プルトニウム」と総称する。）を原子力施設（原子炉施設（臨界実験装置に係るものを除く。次号及び第20号において同じ。）を除く。）で保管することをいう。
- (19) 放射性廃棄物の発生 原子力施設（原子炉施設及び再処理施設を除く。）における放射性廃棄物（核燃料物質又は

核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものをいう。ただし、規則で定めるものを除く。以下同じ。)の発生をいう。

- (20) 放射性廃棄物の保管 原子力事業者が放射性廃棄物（原子炉施設又は再処理施設において発生したものを除く。）を原子力施設で保管することをいう。
- (21) 原子力事業者 原子炉設置者，再処理事業者，加工事業者，廃棄物管理事業者及び使用者の一又は複数に該当する者をいう。
- (22) 原子力施設 原子炉施設，再処理施設，加工施設，廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。

(賦課徴収)

第3条 核燃料等取扱税の賦課徴収については，法令又はこの条例に別段の定めがあるもののほか，茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号。以下「県税条例」という。）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第4条 核燃料等取扱税は，次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等に対し，当該各号に定める者に課する。

- (1) 原子炉の設置 当該原子炉を設置している原子炉設置者
 - (2) 核燃料の挿入 当該挿入を行う原子炉設置者
 - (3) 使用済燃料の受入れ 当該受入れを行う再処理事業者
 - (4) 使用済燃料の保管 当該保管を行う再処理事業者
 - (5) 高放射性廃液の保管 当該保管を行う再処理事業者
 - (6) ガラス固化体の保管 当該保管を行う再処理事業者
 - (7) プルトニウムの保管 当該保管を行う原子力事業者
 - (8) 放射性廃棄物の発生 当該発生に係る原子力施設を設置している原子力事業者
 - (9) 放射性廃棄物の保管 当該保管を行う原子力事業者
- 2 前項第2号の核燃料の挿入は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める日になされたものとする。
- (1) 原子炉を設置した後最初に核燃料の装荷が行われた場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ，当該ア又はイに定める日
 - ア 当該原子炉が規制法第23条第1項の許可に係る原子炉である場合 規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日
 - イ 当該原子炉が規制法第43条の3の5第1項の許可に係る原子炉である場合 規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定による主務大臣の検査に合格した日のいずれか遅い日
 - (2) 規制法第29条第1項又は第43条の3の16第1項の規定による検査（原子炉に係るものに限る。）の期間内に原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか，原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日
- 3 第1項第8号の放射性廃棄物の発生は，当該放射性廃棄物の容器への封入，容器への固型化その他規則で定める行為（以下「容器への封入等」という。）が行われた日であったものとする。

(非課税の範囲)

第5条 国及び県並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人に対しては，核燃料等取扱税を課さない。

(課税標準)

第6条 核燃料等取扱税の課税標準は，次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ，当該各号に定める熱出力，価額，重量，数量又は容量とする。

- (1) 原子炉の設置 設置している原子炉の課税期間の末日現在における熱出力
 - (2) 核燃料の挿入 挿入された核燃料（当該核燃料の挿入について既に核燃料の挿入に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）の価額
 - (3) 使用済燃料の受入れ 課税期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
 - (4) 使用済燃料の保管 課税期間内において保管する使用済燃料（当該課税期間内において受け入れたものを除く。）に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
 - (5) 高放射性廃液の保管 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量
 - (6) ガラス固化体の保管 課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量
 - (7) プルトニウムの保管 課税期間内の12月31日において保管する分離プルトニウムに含まれるプルトニウムの重量
 - (8) 放射性廃棄物の発生 課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物（当該放射性廃棄物の発生について既に放射性廃棄物の発生に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）に係る当該容器の容量（規則で定める行為が行われた放射性廃棄物にあっては、規則で定める容量）
 - (9) 放射性廃棄物の保管 課税期間内において保管する放射性廃棄物（当該課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物（当該放射性廃棄物の発生について既に放射性廃棄物の発生に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）を除く。）に係る容器の容量（規則で定める行為が行われた放射性廃棄物にあっては、規則で定める容量）
- 2 前項第1号の熱出力は、規制法第23条第1項の許可（規制法第26条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可）に係る試験研究用等原子炉（規制法第23条第1項に規定する試験研究用等原子炉をいう。）の同条第2項第3号の熱出力又は規制法第43条の3の5第1項の許可（規制法第43条の3の8第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更の許可）に係る発電用原子炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）の規制法第43条の3の5第2項第3号の熱出力とする。
 - 3 前項に規定するもののほか、課税期間が3月に満たない場合における第1項第1号の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
 - 4 第1項第2号の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価又はこれらの規定の例により算定した取得原価とする。
 - 5 課税期間内において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量は、課税期間に属する各月の末日において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量の合計を12で除して得た重量とする。この場合において、課税期間の末日の属する月の末日が当該課税期間に属していないときは、当該課税期間の末日を当該課税期間に属する一の月の末日とする。
 - 6 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量は、課税期間に属する各月の末日において保管する高放射性廃液の数量の合計を12で除して得た数量とする。前項後段の規定は、この場合について準用する。
 - 7 前項の規定は、課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量について準用する。この場合において、同項中「高放射性廃液」とあるのは、「ガラス固化体に係る容器」と読み替えるものとする。
 - 8 課税期間内において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量は、課税期間に属する各月の末日において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量の合計を12で除して得た容量を次の表の左欄に掲げる容量の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した容量の合計量とする。第5項後段の規定は、この場合について準用する。

10,000立方メートル以下の容量	100分の100
-------------------	----------

10,000立方メートルを超え20,000立方メートル以下の容量	100分の75
20,000立方メートルを超え40,000立方メートル以下の容量	100分の50
40,000立方メートルを超える容量	100分の25

(課税期間)

第7条 この条例において「課税期間」とは、第4条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる核燃料等を取り扱う行為等に対して課する核燃料等取扱税の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 原子炉の設置 4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日まで及び1月1日から3月31日までの各期間
- (2) 第4条第1項第3号から第9号までに掲げる核燃料等を取り扱う行為等 4月1日から翌年3月31日までの期間
- 2 原子力事業者が原子力事業者でなくなった日を含む課税期間は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する課税期間の初日から当該原子力事業者でなくなった日までの期間とする。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める課税期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。
 - (1) 規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた場合(第4号に掲げる場合を除く。) 当該確認を受けた日から同日の属する課税期間の末日まで
 - (2) 規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、かつ、電気事業法第49条第1項の規定による主務大臣の検査に合格した場合(第5号に掲げる場合を除く。) 当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い日から同日の属する課税期間の末日まで
 - (3) 規制法第43条の3第1項又は第43条の3の33第1項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合(次号及び第5号に掲げる場合を除く。) 当該運転を終了した日の属する課税期間の初日から当該運転を終了した日まで
 - (4) 規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、規制法第43条の3第1項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合 当該確認を受けた日から当該運転を終了した日まで
 - (5) 規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、かつ、電気事業法第49条第1項の規定による主務大臣の検査に合格し、規制法第43条の3の33第1項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合 当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い日から当該運転を終了した日まで

(税率)

第8条 核燃料等取扱税の税率は、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 原子炉の設置 1,000キロワットにつき30,500円
- (2) 核燃料の挿入 100分の8.5
- (3) 使用済燃料の受入れ 1キログラムにつき60,100円
- (4) 使用済燃料の保管 1キログラムにつき1,500円
- (5) 高放射性廃液の保管 1立方メートルにつき1,594,000円
- (6) ガラス固化体の保管 1本につき1,219,000円
- (7) プルトニウムの保管 1キログラムにつき5,100円
- (8) 放射性廃棄物の発生 1立方メートルにつき106,000円

(9) 放射性廃棄物の保管 1立方メートルにつき5,100円

(免税点)

第9条 プルトニウムの保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき重量が1キログラム未満である場合には、当該プルトニウムの保管については、核燃料等取扱税を課さない。

2 放射性廃棄物の発生に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき容量が1立方メートル未満である場合には、当該放射性廃棄物の発生については、核燃料等取扱税を課さない。

3 放射性廃棄物の保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき容量が5立方メートル未満である場合には、当該放射性廃棄物の保管については、核燃料等取扱税を課さない。

(徴収の方法)

第10条 核燃料等取扱税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第11条 第4条第1項第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第9号に規定する納税義務者は課税期間の末日から起算して3月を経過する日の属する月の末日までに、同項第7号に規定する納税義務者は課税期間の末日から起算して7月を経過する日の属する月の末日までに、それぞれ当該課税期間における課税標準たる熱出力、重量、数量又は容量(以下「課税標準量」という。)及び税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を規則で定める納付書によって納付しなければならない。

2 第4条第1項第2号に規定する納税義務者は、核燃料を挿入した日(同条第2項第3号に掲げる場合にあっては、当該核燃料を挿入した日が、1月1日から3月31日までの間であるときは3月31日、4月1日から6月30日までの間であるときは6月30日、7月1日から9月30日までの間であるときは9月30日、10月1日から12月31日までの間であるときは12月31日)から起算して3月を経過する日の属する月の末日(第6条第4項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定した日)までに、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料等取扱税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(期限後申告等)

第12条 前条の規定により申告書を提出すべき納税義務者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定によって申告書を提出した納税義務者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は課税標準額及び税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第13条 法第276条第4項の規定による核燃料等取扱税の更正又は決定の通知、法第278条第6項の規定による核燃料等取扱税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料等取扱税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納付)

第14条 核燃料等取扱税の納税義務者は、前条の通知書に係る不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。)又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、それぞれ当該通知書に記載された納期限までに、規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(県税条例の特例)

第15条 核燃料等取扱税の賦課徴収については、県税条例第3条第1項中「(11) 固定資産税」とあるのは (11) 固定資産税
(12) 核燃料等

税

と、県税条例第4条第1項第6号及び第8号中「地方消費税及び県たばこ税」とあるのは「地方消費税、県た

ばこ税及び核燃料等取扱税」と、県税条例第8条第1項中「(12) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける者の住所地。ただし、

県外に住所を有する者については水戸市とする。」とあるのは (12) 核燃料等取扱税 原子力施設の所在地

(13) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける者の住所地。ただ

し、県外に住所を有する者については水戸市とする。」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例は、施行日以後の原子炉の設置、核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ、使用済燃料の保管、高放射性廃液の保管、ガラス固化体の保管、プルトニウムの保管、放射性廃棄物の発生及び放射性廃棄物の保管について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この条例中核燃料の挿入に関する規定は、施行日前に原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における原子炉への挿入については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、この条例中放射性廃棄物の発生に関する規定は、施行日前に容器への封入等が行われた放射性廃棄物の施行日以後における容器への封入等については、適用しない。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に電気事業法第54条の規定による主務大臣の検査を受けている発電用原子炉については、当該検査を規制法第43条の3の16第1項の規定による検査とみなして、第4条第2項第2号の規定を適用する。

第4条 この条例の施行の際現に再処理事業者が再処理施設において保管している使用済燃料であって茨城県核燃料等取扱税条例（平成25年茨城県条例第34号。以下「平成25年旧条例」という。）の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものに対する第8条の規定の適用については、同条第4号中「1,500円」とあるのは、「1,200円」とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する使用済燃料であって茨城県核燃料等取扱税条例（平成20年茨城県条例第52号。以下「平成20年旧条例」という。）の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものに対する第8条の規定の適用については、同条第4号中「1,500円」とあるのは、「900円」とする。

3 この条例の施行の際現に再処理事業者が再処理施設において保管している高放射性廃液であって平成20年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものに対する第8条の規定の適用については、同条第5号中「1,594,000円」とあるのは、「1,226,000円」とする。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する高放射性廃液であって茨城県核燃料等取扱税条例（平成15年茨城県条例第76号。以下「平成15年旧条例」という。）の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものに対する第8条の規定の適用については、同条第5号中「1,594,000円」とあるのは、「859,000円」とする。

5 前2項の規定を適用する場合においては、再処理事業者が再処理施設において保管している高放射性廃液を当該再処理事業者がガラスにより容器に固型化するに当たっては、当該高放射性廃液について、当該保管が開始された時期が早

いものから順次当該固化化がされているものとみなす。

- 6 この条例の施行の際現に再処理事業者が再処理施設において保管している高放射性廃液であって平成20年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものを施行日以後にガラスにより容器に固化化する場合における当該ガラス固化体に対する第8条の規定の適用については、同条第6号中「1,219,000円」とあるのは、「938,000円」とする。
 - 7 前項の規定にかかわらず、同項に規定する高放射性廃液であって平成15年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものを施行日以後にガラスにより容器に固化化する場合における当該ガラス固化体に対する第8条の規定の適用については、同条第6号中「1,219,000円」とあるのは、「657,000円」とする。
 - 8 この条例の施行の際現に再処理事業者が再処理施設において保管しているガラス固化体であって平成20年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたもの又は平成20年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していた高放射性廃液を平成25年旧条例の施行の日（以下「平成25年旧条例施行日」という。）以後にガラスにより容器に固化化したものに対する第8条の規定の適用については、同条第6号中「1,219,000円」とあるのは、「938,000円」とする。
 - 9 前項の規定にかかわらず、同項に規定するガラス固化体であって平成15年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたもの又は平成15年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していた高放射性廃液を平成25年旧条例施行日以後にガラスにより容器に固化化したものに対する第8条の規定の適用については、同条第6号中「1,219,000円」とあるのは、「657,000円」とする。
 - 10 この条例の施行の際現に原子力事業者が原子力施設において保管している分離プルトニウムであって平成25年旧条例の施行の際既に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管していたものに対する第8条の規定の適用については、同条第7号中「5,100円」とあるのは、「3,900円」とする。
 - 11 前項の規定にかかわらず、同項に規定する分離プルトニウムであって平成20年旧条例の施行の際既に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管していたものに対する第8条の規定の適用については、同条第7号中「5,100円」とあるのは、「3,000円」とする。
 - 12 この条例の施行の際現に原子力事業者が原子力施設において保管している放射性廃棄物であって平成25年旧条例の施行の際既に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管していたものに対する第8条の規定の適用については、同条第9号中「5,100円」とあるのは、「3,900円」とする。
 - 13 前項の規定にかかわらず、同項に規定する放射性廃棄物であって平成20年旧条例の施行の際既に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管していたものに対する第8条の規定の適用については、同条第9号中「5,100円」とあるのは、「3,000円」とする。
 - 14 前2項の規定にかかわらず、平成25年旧条例の施行の際既に原子力事業者が原子力施設において保管していた放射性廃棄物（平成21年4月1日以後に保管が開始されたものに限る。）と平成20年旧条例の施行の際既に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管していた放射性廃棄物について平成25年旧条例施行日以後に同一の容器への封入等が行われたときは、当該容器への封入等が行われた日の属する月以後の課税期間における当該容器に係る放射性廃棄物（この条例の施行の際現に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管しているものに限る。）に対する第8条の規定の適用については、同条第9号中「5,100円」とあるのは、「3,900円」とする。
- 第5条 施行日が原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第2条、第4条第2項、第7条第3項及び付則第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第17号	第52条第2項第10号	第53条第2号
第4条第2項第1号ア並びに第7条第3項第1号及び第4号	第28条第3項	第28条第1項
第4条第2項第1号ア及びイ並びに第7条第3項第1号及び第4号	確認を受けた	検査に合格した
第4条第2項第1号イ並びに第7条第3項第2号及び第5号	第43条の3の11第3項	第43条の3の11第1項
第4条第2項第2号及び付則第3条	第43条の3の16第1項	第43条の3の15
第7条第3項第2号及び第5号	確認を受け、かつ、	検査及び
	当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い	これらの検査の全てに合格した
第7条第3項第4号	確認を受け、	検査に合格し、

2 改正法の施行の際現に工事に着手されている原子炉施設に係る原子炉に対する第4条第2項及び第7条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項第1号ア	規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第3条の規定による改正前の規制法第28条第1項の規定による原子力規制委員会の検査（以下「旧規制法第28条第1項の検査」という。）に合格した
第4条第2項第1号イ	規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日又は	改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第3条の規定による改正前の規制法第43条の3の11第1項の規定による原子力規制委員会の検査（以下「旧規制法第43条の3の11第1項の検査」という。）及び
	に合格した日のいずれか遅い	の全てに合格した
第7条第3項第1号及び第4号	当該確認を受けた	当該検査に合格した

第7条第3項第1号	規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた	旧規制法第28条第1項の検査に合格した
第7条第3項第2号及び第5号	規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、かつ、	旧規制法第43条の3の11第1項の検査及び
	当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い	これらの検査の全てに合格した
第7条第3項第4号	規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け	旧規制法第28条第1項の検査に合格し

(この条例の失効)

第6条 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。ただし、同日前における原子炉の設置、核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ、使用済燃料の保管、高放射性廃液の保管、ガラス固化体の保管、プルトニウムの保管、放射性廃棄物の発生及び放射性廃棄物の保管に対して課した、又は課すべきであった核燃料等取扱税については、この条例は、同日以後も、なおその効力を有する。

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 127 号議案

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条」に改め、「県税の」の次に「課税免除又は」を加える。

第 3 条の見出し中「不動産取得税の」の次に「課税免除又は」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「法対象特別償却設備設置者」の次に「(地域再生法第17条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を実施する者に限る。)」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法対象特別償却設備設置者（地域再生法第17条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業を実施する者に限る。）が新設し、又は増設した法対象特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「(以下「準地方活力向上地域」という。)」を削り、同項第 2 号中「準地方活力向上地域（」を「県内の地方活力向上地域以外の地域（」に、「準地方活力向上地域等」を「地方活力向上地域以外の地域等」に改める。

第 5 条（見出しを含む。）中「準地方活力向上地域等」を「地方活力向上地域以外の地域等」に改める。

第 6 条の見出し中「準地方活力向上地域等」を「地方活力向上地域以外の地域等」に改め、同条中「第 3 条」を「第 3 条第 2 項及び第 3 項」に、「準地方活力向上地域等」を「地方活力向上地域以外の地域等」に、「同条第 1 項」を「同条第 2 項」に改め、「法対象特別償却設備設置者」の次に「(地域再生法第17条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を実施する者に限る。)」を加え、「同条第 2 項中「前項」を「同条第 3 項中「前 2 項」に改める。

第 7 条中「準地方活力向上地域」を「県内の地方活力向上地域以外の地域」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第 3 条第 1 項の規定は、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業を実施する同条例第 2 条第 1 項に規定する法対象特別償却設備設置者が平成30年 6 月 1 日以後に新設し、又は増設した同項に規定する法対象特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に係る不動産取得税について適用する。

（茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部改正）

3 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例（平成15年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「又は」を「，」に、「第 3 条第 1 項の」を「第 3 条第 1 項又は茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号。以下「地方活力県税条例」という。）第 3 条第 1 項の」に改め、同条第 3 項中「茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号。以下「地方活力県税条例」という。）」を「地方活力県税条例」に改め、同条第 4 項中「地方活力県税条例第 3 条第 1 項」を「地方活力県税条例第 3 条第 2 項」に改め、同条第 5 項中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 2 項」に改める。

（茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成30年茨城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例第5条第4項の改正規定中「地方活力県税条例第3条第1項（地方活力県税条例第6条において準用する場合を含む。次項）」を「茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号。以下「地方活力県税条例」という。）第3条第1項（地方活力県税条例第6条において準用する場合を含む。次項）」に、」を削り、同条第5項の改正規定中「第3条第2項」を「対する第3条第2項」に、「第2条第2項」を「対する第2条第2項」に改める。

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 128 号議案

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表3の3の2の項市町村の欄中「神栖市」の次に「，銚田市，つくばみらい市」を，「五霞町」の次に「，境町」を加え，同表6の2の項第10号中「第19条の10第1項」を「第19条の11第1項」に改め，同項第11号中「第19条の10第2項」を「第19条の11第2項」に改め，同項市町村の欄中「笠間市」の次に「，大子町」を加え，同表6の3の項第3号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め，同項第4号中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め，同項第5号中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改め，同項第6号中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改め，同項中第37号を第45号とし，第24号から第36号までを8号ずつ繰り下げ，同項第23号中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改め，同号を同項第31号とし，同項中第22号を第29号とし，同号の次に次の1号を加える。

(30) 法第12条第4項の規定による届出の受理

第2条の表6の3の項中第21号を第28号とし，第18号から第20号までを7号ずつ繰り下げ，同項第17号中「第7条第5項」を「第7条第10項」に，「指示措置」を「措置」に改め，同号を同項第24号とし，同項第16号中「第7条第4項」を「第7条第8項」に，「指示措置等」を「実施措置」に改め，同号を同項第22号とし，同号の次に次の1号を加える。

(23) 法第7条第9項の規定による報告の受理

第2条の表6の3の項第15号中「汚染の除去等の措置」を「汚染除去等計画の提出」に改め，同号を同項第17号とし，同号の次に次の4号を加える。

(18) 法第7条第2項の規定による汚染除去等計画の提出命令

(19) 法第7条第3項の規定による変更後の汚染除去等計画の受理

(20) 法第7条第4項の規定による汚染除去等計画の変更命令

(21) 法第7条第5項の規定による期間の短縮及び通知

第2条の表6の3の項中第14号を第16号とし，第7号から第13号までを2号ずつ繰り下げ，第6号の次に次の2号を加える。

(7) 法第3条第7項の規定による届出の受理

(8) 法第3条第8項の規定による報告等の命令

第2条の表9の項市町村の欄中「石岡市」の次に「，竜ヶ崎市」を加え，同表14の2の項市町村の欄中「石岡市」の次に「，結城市」を加え，同表14の2の2の項市町村の欄及び同表14の3の2の項市町村の欄中「水戸市」の次に「，日立市」を，「東海村」の次に「，大子町」を加え，同表14の4の項市町村の欄中「桜川市」の次に「，神栖市」を，「茨城市」の次に「，阿見町，境町」を加え，同表14の5の項市町村の欄中「東海村」の次に「，大子町」を加え，同表14の5の2の項市町村の欄中「水戸市」の次に「，日立市」を加え，同表14の8の項市町村の欄中「小美玉市」の次に「，大洗町」を加え，「及び境町，」を「，八千代町，五霞町及び境町，」に改め，「(7)の事務については」の次に「水戸市，」を，「笠間市，つくば市」の次に「，潮来市」を，「大洗町，城里町，東海村，大子町」の次に「，八千代町」を加え，同表14の9の項市町村の欄及び同表14の10の項市町村の欄中「つくばみらい市」の次に「，境町」を加え，同表16の2の項市町村の欄中「常総市」の次に「，笠間市」を加え，同表17の3の項第1号中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改め，同項第2号中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め，同項市町村の欄中「河内町」の次に「，八千代町」を加え，同表18の3の項市町村の欄中「石岡市」の次に「，結城市」を，「稲敷市」の次に「，かすみがうら市」を加え，同表20の項第1号中「(7)の許可に係るものに限る。(3)から(6)まで及び(8)から(22)まで」を「条例第12条の2第1項の規定に基づく許可に係るものを除く。(2)から(6)まで，(14)から(20)まで及び(22)」に改め，同項第8号中「付加」の次に「((7)の許可に係るもの

に限る。(9)から(13)まで及び(21)において同じ。))を加え、同項市町村の欄中「水戸市」の次に「土浦市」を加え、同表22の項市町村の欄中「かすみがうら市」の次に「桜川市」を加え、「大洗町、東海村及び境町」を「大洗町及び東海村」に改め、同表26の項第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第3号中「及び第13項ただし書」を「第13項ただし書及び第14項ただし書」に、「第53条第5項第3号」を「第53条第5項及び第6項第3号」に、「並びに第85条第3項及び第5項」を「第85条第3項、第5項及び第6項並びに第87条の3第3項、第5項及び第6項」に改め、同項第4号中「第42条第2項」の次に「第43条第2項第1号」を加え、同項第7号中「並びに第86条の2第1項」を「第86条の2第1項、第86条の8第1項及び第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。))並びに第87条の2第1項」に改め、同表27の項市町村の欄及び同表27の2の項市町村の欄中「かすみがうら市」の次に「桜川市」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の表6の2の項の改正規定(同項市町村の欄の改正規定を除く。)、同表20の項の改正規定、同表22の項市町村の欄の改正規定(「大洗町、東海村及び境町」を「大洗町及び東海村」に改める部分に限る。)、同表26の項第3号の改正規定(「及び第13項ただし書」を「第13項ただし書及び第14項ただし書」に改める部分及び「並びに第85条第3項及び第5項」を「第85条第3項、第5項及び第6項並びに第87条の3第3項、第5項及び第6項」に改める部分(第87条の3第3項、第5項及び第6項に係る部分を除く。))に限る。)及び同項第4号の改正規定 公布の日
 - (2) 第2条の表9の項市町村の欄の改正規定、同表14の2の2の項市町村の欄の改正規定(「水戸市」の次に「日立市」を加える部分に限る。)、同表14の3の2の項市町村の欄の改正規定(「水戸市」の次に「日立市」を加える部分に限る。)、同表14の5の2の項市町村の欄の改正規定及び同表14の8の項市町村の欄の改正規定(「及び境町、」を「八千代町、五霞町及び境町、」に改める部分(八千代町に係る部分に限る。))及び「笠間市、つくば市」の次に「潮来市」を、「大洗町、城里町、東海村、大子町」の次に「八千代町」を加える部分に限る。) 平成31年10月1日
 - (3) 第2条の表26の項第1号の改正規定、同項第3号の改正規定(「第53条第5項第3号」を「第53条第5項及び第6項第3号」に改める部分及び「並びに第85条第3項及び第5項」を「第85条第3項、第5項及び第6項並びに第87条の3第3項、第5項及び第6項」に改める部分(第87条の3第3項、第5項及び第6項に係る部分に限る。))に限る。)及び同項第7号の改正規定 規則で定める日
- 2 この条例(前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行の際この条例による改正後の茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 129 号議案

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第3条を次のように改める。

（修学資金の貸与）

第3条 知事は、次のいずれかに該当する者であって、大学（大学院を除く。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学するもの（第3号に掲げる者にあつては、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学の医学を履修する課程に在学するものに限る。）のうち、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者
- (2) 県内に居住する者の子（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 前2号に掲げる者以外の者

第11条第1項第5号中「第3条第1号に該当する修学生にあつては、」を削り、「応じ当該修学生」を「応じ修学生」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「又は指定従事診療科等」を削り、同号を同項第6号とし、同項第8号中「又は指定従事診療科等」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号ウ中「若しくは指定従事診療科等」を削り、同号エ中「又は指定従事診療科等」及び「若しくは指定従事診療科等」を削り、同号オ中「若しくは指定従事診療科等」を削り、同号カ中「又は指定従事診療科等」を削り、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、同条第2項中「又は指定従事診療科等」を削る。

第12条中「第2号」の次に「及び第4号」を加え、「1年を超えない範囲内において」を削る。

第13条第1項第1号及び第2号中「又は指定従事診療科等」を削り、同条第2項中「、指定従事診療科等」及び「、当該指定従事診療科等」を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例第3条、第11条第1項第5号から第8号まで及び第2項、第12条並びに第13条第1項及び第2項の規定は、この条例による改正前の茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の規定に基づき茨城県地域医療医師修学資金を貸与する契約を結んだ者についても適用する。

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 130 号議案

茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「第127条第 2 項」を「第134条第 2 項」に、「第128条第 1 項」を「第135条第 1 項」に改め、同条第 4 号中「第133条第 1 号」を「第140条第 1 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 131 号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定に基づき、平成31年度において、当せん金付証票を次のとおり発売するものとする。

発売総額 28,000,000,000 円以内

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 132 号議案

県有財産の取得について

環境放射線監視センターの備品として、下記により県有財産を取得するものとする。

記

名 称	種 類	数 量	取得予定価格	取 得 先 住 所 氏 名
ダスト・ヨウ素 モニタ	モニタ・サンブラ ・測定部	12式	85,104 ^冊	水戸市石川2丁目4249番地5 株式会社日立製作所 ヘルスケアビジネスユニット分析 システム事業部 営業本部汎用分析システム営業部 水戸分析システム営業所 所長 秀島 浩之
ダストサンブラ		1式		

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 133 号議案

県有財産の売却処分について

下記により，県有財産を売却処分するものとする。

記

- 1 不動産の表示
笠間市長兎路字五万堀1145番 1 ほか41筆
土 地 105,813.53平方メートル
- 2 売却予定価格
金 1,703,597,833円
- 3 売却処分先
小美玉市野田1542番地
タカノフーズ関東株式会社
代表取締役 高 野 成 徳

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第 134 号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県鳥獣センター	水戸市上国井町3118番地1 公益社団法人茨城県農林振興公社 理事長 宮本 清一郎	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 135 号議案

指定管理者の指定について

下記により，公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立健康プラザ	水戸市笠原町上組489番地の5 公益財団法人茨城県総合健診協会 会長 金子 道夫	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 136 号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立あすなろの郷	水戸市杉崎町1460番地 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 理事長 中島 敏之	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 137 号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立児童センター こども之城	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番9号 テルウェル東日本株式会社 代表取締役 三和 千之	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 138 号議案

指定管理者の指定について

下記により，公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立青少年会館	水戸市緑町一丁目1番18号 ユース・アイマネジメントグループ 代表団体 公益社団法人茨城県青少年育成協会 会長 大窪 修二	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 139 号議案

指定管理者の指定について

下記により，公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
ラーク・ハイツ	水戸市八幡町11番52号 社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会 会長 境 洋子	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 140 号議案

指定管理者の指定について

下記により，公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県民の森	水戸市上国井町3118番地1 公益社団法人茨城県農林振興公社 理事長 宮本 清一郎	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
茨城県植物園		
茨城県森のカルチャー センター		
茨城県きのこ博士館		

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 141 号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県奥久慈憩いの森	久慈郡太子町大字太子866番地 太子町 町長 綿引 久男	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 142 号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県水郷県民の森	水戸市上国井町3118番地1 公益社団法人茨城県農林振興公社 理事長 宮本 清一郎	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 143 号議案

指定管理者の指定について

下記により，公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
波崎漁港海岸休憩施設	神栖市溝口4991番地5 神栖市 市長 石田 進	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 144 号議案

指定管理者の指定について

下記により，公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
鹿島港の運動施設その他の 鹿島港の北海浜地区の 港湾環境整備施設	鹿嶋市大字平井1187番地1 鹿嶋市 市長 錦織 孝一	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 145 号議案

指定管理者の指定について

下記により，公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城港大洗港区のマリーナ 地区の港湾環境整備施設	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 大洗町 町長 小谷 隆亮	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 146 号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
大洗公園	水戸市白梅二丁目4番6号 茨城県造園業協同組合 理事長 庄司 憲生	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 147 号議案

指定管理者の指定について

下記により、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
砂沼広域公園	下妻市本城町二丁目22番地 下妻市 市長 菊池 博	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 148 号議案

指定管理者の指定について

下記により，公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記

公の施設の名称	指定管理者として指定するもの	指定期間
茨城県立里美野外活動センター	水戸市梅香2丁目1番44号 茨城県キャンプ協会 会長 渡邊 忠	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報

告

報告第4号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記4件のおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

平成30年10月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 1

和解について

銚田工事事務所所属の小型貨物自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

潮来市 個人

2 和解の内容

(1) 平成27年 9月10日（木）午前10時20分頃、行方市麻生1723番地駐車場で発生した事故

(2) 事故の概要

銚田工事事務所所属の職員が、小型貨物自動車を運転して出張途中、上記場所において、相手方の普通乗用自動車に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 866,074円

（注）上記賠償額のうち766,074円は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年10月10日

茨城県知事 大井川 和 彦

別記 2

和解について

県西県民センター所属の小型貨物自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

猿島郡境町 個人

2 和解の内容

(1) 平成27年11月18日（水）午後 1 時50分頃、古河市下辺見1121番地 2 地先国道上で発生した事故

(2) 事故の概要

県西県民センター所属の職員が、小型貨物自動車を運転して出張途中、上記国道において、相手方の小型乗用自動車に追突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 536,560円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年10月11日

茨城県知事 大井川 和 彦

別記 3

和解について

稲敷警察署所属の小型貨物自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

稲敷郡河内町 個人

2 和解の内容

(1) 平成30年4月12日（木）午前9時56分頃、稲敷郡河内町平川3338番地地先県道上で発生した事故

(2) 事故の概要

稲敷警察署所属の職員が、小型貨物自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方の軽乗用自動車と衝突し、損害を受けた。

(3) 茨城県が支払いを受ける損害賠償額 666,055円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年10月12日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 4

和解について

筑西県税事務所所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 栃木県栃木市 個人
- (2) 群馬県太田市東矢島町202番地
株式会社カネコ・コーポレーション
代表取締役 金子善行

2 和解の内容

- (1) 平成29年12月20日（水）午後1時10分頃、筑西市一本松342番地1地先国道上で発生した事故
- (2) 事故の概要

筑西県税事務所所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記国道において、相手方の普通貨物自動車に衝突し、損害を与えた。

- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 1,239,711円

（注）上記賠償額のうち1,139,711円は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成30年10月16日

茨城県知事 大井川 和彦